

国連婦人の地位委員会

国連婦人の地位委員会（Commission on the Status of Women: CSW）は、国連経済社会理事会の下部機構である機能委員会の一つ。1946年に経社理決議により設立された。

1. 機能

- （1）政治的、経済的、市民的、社会的及び教育の分野における女性の権利を増進することに関して経社理に勧告及び報告を行う。
- （2）男女平等の原則の実施を目的として、女性の権利について緊急な措置を要する問題に関して経社理に勧告を行うと共に、これらの勧告の実施に関し提案を行う。
- （3）北京行動綱領及び2000年女性特別総会の成果文書の実施の促進及びモニタリング、女性の地位向上のための施策の実施に関するモニタリング及び国内、地域、世界レベル等における進捗状況の見直しと評価を行う。

2. 開催頻度、開催地

毎年1回2-3月にニューヨーク国連本部において開催されている（会期2週間）。なお、2010年3月に開催される第54回CSWは、「北京+15」閣僚級会合として開催される予定。